



マッカーシー金融サービス機構長官と
会談する山本大臣 → [P14](#)に関連記事



バーナンキ連邦準備制度理事会議長と
会談する山本大臣 → [P14](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- 主要行等向け監督方針及び証券会社等向け監督方針の付記について…………… 2
- バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について…………… 3
- 新会計基準の公表等に伴う財務諸表規則等の改正について…………… 6
- 平成19年度機構・定員及び予算について…………… 7
- 金融審議会公認会計士制度部会における主な提言…………… 9
- 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム
(平成17～18年度)」の進捗状況について(平成18年度上半期) …… 11
- 地域銀行の平成18年度中間決算の概要について(暫定集計値)…………… 13
- 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成18年9月中間期版) …… 13
- 山本大臣の中国、英国および米国出張について…………… 14

【特集】

- 金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ
「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」16

【金融ここが聞きたい!】…………… 19

【お知らせ】

- 金融庁職員を装った投資勧誘等にご注意!…………… 21
- 利用者相談室満足度調査へのご協力をお願い…………… 21
- 金融庁庁舎の移転について(平成19年度)…………… 21
- 「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について…………… 22
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 23
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 23

【12月の主な報道発表等】…………… 24

【トピックス】

主要行等向け監督方針及び証券会社等向け監督方針の付記について

平成18年8月に公表した「[平成18事務年度主要行等向け監督方針](#)」では、資産運用手法の多様化への対応として、「主要行等においては、例えば、(i)クレジットデリバティブ取引、(ii)不動産ファンド向け融資、(iii)オルタナティブ投資、の増加など新たな手法を通じた収益確保の動きが見られる。こうした新たな取引形態に伴うリスクが正確に把握・管理されているかについて検証を行う。」との重点事項を示しています。

同じく平成18年8月に公表した「[平成18事務年度証券会社等向け監督方針](#)」においても、利用者保護として、「投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資顧問業については、引き続き顧客に対する忠実義務や善管注意義務の違反行為の有無について厳正なチェックを行う。」ことや、適正な業務運営態勢の構築として、「業務の多様化・複雑化による潜在的な利益相反の増加等に伴い、法的リスクや風評リスクの適切な管理の重要性も増していると考えられる。こうした認識に基づき、証券会社等によるリスク管理態勢について、総合的なヒアリング等を通じて検証していくこととする。」との重点事項を示しています。

金融庁では、これらの方針を踏まえ、平成18年10月～11月にかけて、各金融機関に対し、不動産ファンドに対する投融資の実態把握のためのヒアリングを実施しました。そのヒアリング結果を踏まえ、以下の内容を留意事項として、それぞれの監督方針に付記することとしました。

1. 地価については、

- ・ 3大都市圏の商業地が15年ぶりに上昇しているが、これは一部地域の大幅な上昇が圏内の平均上昇率を牽引していることによる
- ・ 実際に賃料が上昇しているのは東京都心等の一部に限られ、これまでの地価上昇は将来の賃料上昇期待による面が大きいことが伺えた。

2. また、

運用中の不動産ファンドが保有している不動産残高（簿価ベース）が、最近1年半で2倍以上になっているとの指摘もあるなど、不動産ファンド市場は拡大している。

3. このような中で、

- ① 信託銀行は、不動産管理処分信託にかかる今春の行政処分も踏まえ受託審査を厳格化している模様。
- ② 他方、主要行等の不動産ファンド向けノンリコースローンは、各金融機関でその取組みにかなりの差がありつつも、全体としてみれば、平成17年9月期の5兆円から平成18年9月期6.6兆円へと約3割増加しており、業種集中リスク等を勘案した、適正なリスク管理が行われているかについて十分留意する必要がある。
- ③ また、J-REITの運用会社等に対しては、利益相反取引防止態勢、物件取得時のデューデリジェンス態勢等、業務を公正かつ的確に遂行する態勢の整備状況について、今後も注視していく必要がある。
- ④ 証券会社に対しては、J-REITの引受、不動産私募ファンドの募集及びCMBS（商業用不動産担保証券）等の組成の際の審査態勢や、それらの商品の販売時における顧客への説明状況について、今後も注視していく必要がある。

金融庁は、これらの監督方針等に基づき、今後とも検査部局との連携の強化に努めるほか、厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行することとしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[主要行等向け監督方針及び証券会社等向け監督方針の付記について](#)」（平成18年12月26日）にアクセスしてください。

バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について

1. はじめに

金融庁では、平成18年12月26日、[「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について」](#)を公表しました。

バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）は、各国の銀行監督に関する国際協調を目的とするバーゼル銀行監督委員会において、現行の自己資本比率規制を見直し、平成16年6月に合意されたものです。具体的には、第1の柱（最低所要自己資本比率）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）及び第3の柱（市場規律）からなり、各金融機関のリスク管理の高度化を図ることを目的としたものです。第1の柱においては、自己資本比率の算定の精緻化、具体的には、信用リスクの計測の精緻化や、自己資本比率の算定に新しくオペレーショナル・リスクの計測を導入することを求めています。また、第2の柱においては、金融機関が、第1の柱の算式に含まれないリスクも含め、自らが抱えるリスクを総体として適切に把握・管理することを求めています。さらに、第3の柱においては、情報の開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることを求めています。なお、バーゼルⅡは、平成19年3月期から実施される予定となっています。（詳細については、[「バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）について」](#)をご参照ください。）

以下、本コーナーにおいては、「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について」の概要等について説明します。

2. 「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について」の概要

(1) 策定の趣旨

前述したバーゼルⅡについて、現行の金融検査マニュアルがこれに対応したものとなっていないことから、今般、バーゼルⅡに対応した確認検査用チェックリストを策定することとしました。

(2) 公表までの経緯

平成18年10月、金融庁検査局内に民間の有識者・実務者を含む検討会（[金融検査マニュアル改訂に関する検討会](#)）を設置し、検討を開始しました。検討会においては、バーゼルⅡ対応部分以外の部分も含め、専門的・技術的な観点から議論が行われました（詳細については、[検討会議事要旨](#)をご参照ください。）。

このような検討会における議論を踏まえた上で、バーゼルⅡ対応部分については、特に関係者の関心の高さに鑑み、他の改訂部分に先立ち、平成18年11月、パブリック・コメント手続に付し、広く一般からの意見をいただきました。寄せられた意見等を踏まえ、今般、最終案を公表することとなりました。

(3) 公表内容

[「バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について」](#)において、具体的には、①統合的リスク管理態勢、②自己資本管理態勢、③オペレーショナル・リスク管理態勢、④信用リスク管理態勢中の標準的手法・内部格付手法の各検証項目リストについて、各確認検査用チェックリストを策定・公表しました。また、統合的リスク管理態勢に係る今後の検査の方針として、⑤統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方についても公表しました。本チェックリスト等については、19年4月以降に実施する検査において適用することを予定しています。

なお、現在金融庁では、金融検査マニュアル全体について改訂作業中であり、今回公表されたチェックリストは、今後、他の改訂部分とともに全体の改訂の一部を構成することになる予定です。

以下、①統合的リスク管理態勢、②自己資本管理態勢、③オペレーショナル・リスク管理態勢の各確認検査用チェックリストの内容について説明させていただきます（④標準的手法・内部格付手法の各検証項目リスト¹、及び⑤統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方については省略しま

¹ 今般公表した標準的手法・内部格付手法の各検証項目リストは、検査における検証の便宜上の観点から、金融庁告示第19号（銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）を整理したものです。検査においては、本検証項目リストを参考にしつつ、上記告示及び「バーゼルⅡに関するQ&A」等に基づき検証が行われることとなります。

す)。

3. 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストの内容

(1) 統合的リスク管理とは

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

(2) 主なチェック項目

- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等に見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているか。
- ・ 金融機関の直面するリスクを統合的に特定・評価・モニタリング・コントロールする統合的リスク管理プロセスが有効に機能しているか。
- ・ 各種リスクを統一的な尺度で定量的に計測する「統合リスク計測手法」を採用している場合には、統合リスク計測態勢が適切に運営されているか。

(3) 検証上の留意点

検査官が統合的リスク管理態勢の検証を行うに際しては、金融機関による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自主的な取組を最大限に尊重しつつ、それが金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要であると記載しています。

4. 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストの内容

(1) 自己資本管理とは

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

(2) 主なチェック項目

- ・ 経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を円滑に実行しているか。
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価を行っているか。
- ・ 自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているか。

(3) 検証上の留意点

検査官が自己資本管理態勢の検証を行うに際しては、金融機関が採用している自己資本充実度の評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な自己資本管理態勢が整備されているかを検証することが重要であると記載しています。

5. オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストの内容

(1) 構成

現在金融検査マニュアル全体について改訂作業中ですが、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストの全体の構成は、以下のようにすることを予定しています。

1. オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢（今般公表部分）
2. 各オペレーショナル・リスク管理態勢
（別紙1）事務リスク管理態勢
（別紙2）システムリスク管理態勢
（別紙3）その他オペレーショナル・リスク管理態勢（当該金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスク管理態勢）

(2) オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは、金融機関全体として総合的に、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減することをいいます。

(3) 主なチェック項目

- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が整備されているか。
- ・ 金融機関全体として総合的にオペレーショナル・リスクを管理する態勢が有効に機能しているか。
- ・ オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合には、オペレーショナル・リスク計量態勢が適切に運営されているか。

(4) 検証上の留意点

検査官がオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の検証を行うに際しては、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法（基礎的手法、粗利益配分手法も含む。）の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が整備されているかを検証することが重要であると記載しています。

6. おわりに

本チェックリストはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、本チェックリスト等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性等に応じた対応がなされることが期待されています。

また、これらのチェックリストを金融機関と共有することで、検査における金融機関と検査官の双方向の議論が充実し、より効率的かつ実効的な検査に繋がるとともに、金融行政の透明性の向上に資することが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から、[『「バゼルⅡ適用開始後における金融検査について」に対するパブリックコメントの結果について』（平成18年12月26日）](#)にアクセスしてください。

新会計基準の公表等に伴う財務諸表規則等の改正について

企業会計基準委員会（ASBJ）から平成 18 年 8 月 11 日に「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」及び「金融商品に関する会計基準」が、平成 18 年 7 月 5 日に「棚卸資産の評価に関する会計基準」が公表されました。

これらの新会計基準等の公表に伴い、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務諸表規則）等の一部を改正するための内閣府令（内閣府令第 88 号）が平成 18 年 12 月 26 日に公布されました。

1. 繰延資産の範囲等の規定の改正

(1) 株式交付費

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告）では、新株発行費と自己株式の処分費は、株式の交付を伴う資金調達活動などの財務活動に要する費用としての性格は同じであること、また、会社法において、新株発行と自己株式の処分の募集手続は同一の規整に従うことになったことから、これまで繰延資産として会計処理することが認められなかった自己株式の処分費について、繰延資産として会計処理することが認められました。また、新株発行費と自己株式処分費は同様の性格を有することから両者を株式交付費として取り扱っています。

実務対応報告の設定を受けて、財務諸表等規則等では、これまでの新株発行費の名称を株式交付費に変更し、その中に実質的に自己株式の処分費を含める改正を行いました。

(2) 社債発行差金

会社計算規則において、収入額が債務額と異なる社債は、事業年度の末日に適正な価格を付すことができることとされたことを受け、「金融商品に関する会計基準」が改正されました。改正会計基準では、発行した社債の貸借対照表価額について、収入額と債務額の差額を償却原価法（差額を償還期に至るまで毎期一定の方法で帳簿価額に加減する方法）に基づいて算定された価額とすることとされ、社債発行差金の規定は削除されました。

この改正を受けて、財務諸表等規則等では、繰延資産の項目から社債発行差金を削除しました。

2. たな卸資産の評価及び表示に関する規定の改正

「たな卸資産の評価に関する会計基準」では、たな卸資産について、(1)販売目的で所有するたな卸資産と(2)市場価格の変動により利益を得る目的（トレーディング目的）で所有するたな卸資産に分けて規定しています。

(1)販売目的で所有するたな卸資産（販売目的のたな卸資産）については、原価法と低価法の選択適用を廃止し、たな卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額を正味売却価額まで切り下げる処理が義務付けられました。(2)市場価格の変動により利益を得る目的（トレーディング目的）で所有するたな卸資産（トレーディング目的のたな卸資産）については、市場価格の変動を財務諸表に反映させる処理が導入され、期末に評価益を計上する処理が認められました。ただし、評価益又は評価損については、売上高に含めて計上されます。

新会計基準の設定を受けて、財務諸表等規則等では、たな卸資産について所有目的別に規定せず、低価基準を認めていたこれまでの規定を削除しました。その上で、(1)販売目的のたな卸資産については、帳簿価額の切下げ額について、原則として売上原価の内訳項目として表示すること、(2)トレーディング目的のたな卸資産については、原則として売上高に含めて表示することを規定しました。

3. 適用時期

(1) 繰延資産の範囲等の変更に係る規定

内閣府令の施行日（平成 18 年 12 月 26 日）以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書に記載される（連結）財務諸表及び中間（連結）財務諸表で、平成 18 年 9 月 30 日以後に終了する事業年度（連結会計年度を含む）及び中間（連結）会計期間に係るものから適用されます。

(2) たな卸資産の評価及び表示に関する規定

平成20年4月1日以後に開始する事業年度（連結会計期間を含む）に係る（連結）財務諸表から適用されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について](#)（平成18年12月26日）にアクセスしてください。

平成19年度機構・定員及び予算について

1. はじめに

平成18年12月24日に閣議決定された平成19年度政府予算案における金融庁関連の機構・定員及び予算の概要について説明します。

金融サービスの利用者保護を図り、利用者が安心して安全に取引を行うことができるよう、市場監視機能の強化及び消費者保護施策等の推進、並びに郵政民営化への対応を中心に、以下のとおりの体制整備及び総額約221億円の予算が認められました。

2. 機構・定員

(1) 市場監視機能の強化（41人）

- ① 金融商品取引法の施行に伴う規制対象の拡大等を踏まえ、証券取引等監視委員会事務局を2次長体制とするなど証券市場監視体制を大幅に強化するとともに、監督体制を整備することとしました。
- ② 恒常的に変貌を遂げている市場・企業開示に係る制度の企画立案体制を強化することとしました。

(2) 消費者保護施策等の推進（9人）

貸金業の利用者保護のための検査・監督体制及び金融サービス利用者相談の体制を強化するとともに、消費者保護施策等の推進に関する制度の企画・立案体制を強化することとしました。

(3) 郵政民営化への対応（12人）

郵政民営化法により金融庁の監督対象となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する確かな監督を実施するため、参事官（郵便貯金・保険監督担当）を設置するなど、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する検査・監督体制を整備することとしました。

【内訳】

	18年度末定員	19年度増員	計画削減・振替等	19年度末定員
総務企画局	304	10	▲18	296
検査局	454	8	▲11	451
監督局	221	16	1	238
証券取引等監視委員会	318	26	▲3	341
公認会計士・監査審査会	43	4	—	47
計	1,340	64	▲31	1,373

(注) 総務企画局の「計画削減・振替等」には、計画削減及びFIUの警察庁への移管に伴う振替減等が含まれている。

3. 予算

- (1) 新庁舎移転関係経費など、総額で約221億円が認められました。
- (2) なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、48兆円が認められました。

(参考) 平成18年度預金保険機構の政府保証枠

(単位: 兆円)

勘 定	平成18年度	平成19年度予算案
一般勘定	19	19
金融再生勘定	7	6
金融機能早期健全化勘定	5	4
危機対応勘定	17	17
金融機能強化勘定	2	2
産業再生勘定	0.15	-
政府保証枠 合計	50.15	48

平成19年度 金融庁予算(概算決定)の概要

区 分	平成18年度 当初予算額 (A)	平成19年度 概算決定額 (B)	対 前 年 度 増 減 額 (B-A)	対 前 年 度 伸 び 率 (B-A)/(A)
	百万円	百万円	百万円	%
(項)金 融 庁	20,968	21,965	997	4.8
人 件 費	13,234	13,208	△ 26	△ 0.2
そ の 他	7,735	8,757	1,022	13.2
() 検 査 監 督 等 実 施 経 費	848	809	△ 39	△ 4.6
() 金 融 庁 行 政 情 報 化 経 費	4,122	3,539	△ 583	△ 14.1
() 金 融 制 度 等 調 査 ・ 研 究 等 経 費 (うち経済成長戦略推進要望)	236 (9)	286 (62)	50 (53)	21.1
() 審 議 会 等 運 営 経 費	112	105	△ 7	△ 5.9
() 国 際 会 議 等 出 席 経 費	207	238	31	15.0
() 新 庁 舎 移 転 関 係 経 費	—	1,552	1,552	皆増
() そ の 他	2,210	2,227	18	0.8
(項)経 済 協 力 費	103	94	△ 10	△ 9.4
合 計	21,072	22,059	987	4.7

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。
 2. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、48兆円を確保。

(参考)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年度 当初予算額 (A)	平成19年度 概算決定額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸 び 率 (B-A)/(A)
金融庁内部部局等	15,870	16,754	884	5.6
人件費	9,665	9,527	△ 138	△ 1.4
物件費	6,205	7,227	1,022	16.5
証券取引等監視委員会	4,305	4,495	190	4.4
人件費	3,109	3,188	78	2.5
物件費	1,195	1,307	112	9.4
公認会計士・監査審査会	897	810	△ 87	△ 9.7
人件費	459	493	34	7.4
物件費	438	316	△ 122	△ 27.9
合 計	21,072	22,059	987	4.7
人件費	13,234	13,208	△ 26	△ 0.2
物件費	7,838	8,851	1,013	12.9

(注) 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 19 年度機構・定員及び予算について」\(平成 18 年 12 月 25 日\)](#)にアクセスしてください。

金融審議会公認会計士制度部会における主な提言

近時、企業活動の多様化・複雑化・国際化が進展する中、監査業務も複雑化・高度化しています。その一方で、公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が生じており、これらは組織的監査の重要性を改めて浮き彫りにしています。

このような問題意識に立って、昨年4月以降、金融審議会公認会計士制度部会において、公認会計士・監査法人制度のあり方について審議が行われ、12月22日に報告書[「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」](#)が取りまとめられました。

報告書における主な提言は以下のとおりです。

1. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

(1) 監査法人の業務管理体制の適切な構築・運用の確保

監査法人において、

- i) 監査証明業務を執行する者、
- ii) 審査等、品質管理を担当する者、
- iii) 品質管理体制の整備等、業務運営に関する意思決定を行う者、
の役割分担の明確化

(2) 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

(3) 情報開示の義務付けによる監査法人自身の透明性の確保

2. 監査人の独立性と地位の強化

(1) 独立性の強化に向けたルール整備等

- ①独立性保持に関する総則的規定の整備
- ②監査法人社員の退職後の就職制限及び退職社員が役員に就職した会社に対する出身母体監査法人による監査の制限を連結ベースに拡大
- ③特定企業への報酬依存(50%超)に関する日本公認会計士協会ルールの徹底
- ④大規模監査法人で上場会社監査に従事する主任会計士に係るローテーションの法定化(現行、日本公認会計士協会のルールにおいて、一般原則の継続監査期間7年、インターバル期間2年を継続監査期間5年、インターバル期間5年に加重)
- ⑤新規公開時におけるローテーション期間の短縮

(2) 監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備

- ①監査人の選任、監査報酬の決定における監査役の役割強化(同意権→議案等決定権)を提言(会社法関連事項)
- ②監査報酬に係る企業及び監査人による開示の強化
- ③監査人交代時における企業及び監査人による開示の強化
- ④財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為について会社における是正が図られない場合の当局への報告義務

3. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

(1) 行政処分の多様化(現行は戒告、業務停止、解散命令の三類型)

- i) 業務改善命令
- ii) 役員等解任命令
- iii) 専門職業教育・訓練の指示
- iv) 個人の公認会計士による著しく不当な業務遂行に対する処分・業務改善指示

(2) 経済的な非違抑止の手段の導入

(3) 有限責任組織形態の監査法人制度の導入

(要件として i) 登録制、ii) 最低資本金、iii) 財務書類の開示、iv) 保証金の供託、保険加入等を設ける)

(4) 品質管理上必要と認められる場合に、日本公認会計士協会の品質管理レビューを待たずに公認会計士・監査審査会が監査法人等に対して報告徴求・立入検査を行うことを容認

(5) 外国監査事務所に対する届出(登録)、検査・監督の導入

金融庁としては、この報告に示された提言を踏まえ、本通常国会に「公認会計士法等の一部を改正する法律案」を提出する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」\(平成18年12月22日\)](#) にアクセスして下さい。

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17～18 年度)」の進捗状況について (平成 18 年度上半期)

平成 17 年 3 月に公表された「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム \(平成 17～18 年度\)](#)」(以下「新アクションプログラム」という。)に基づき、各地域金融機関は、それぞれの「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」)を策定・公表し、取組みを進めています。

各金融機関が「推進計画」の平成 18 年度上半期(平成 17 年 4 月～平成 18 年 9 月)における進捗状況について、それぞれ公表を行ったことを踏まえ、金融庁においても、昨年 12 月 21 日、[平成 18 年度上半期の金融機関による取組み実績とこれについての評価及び今後の課題等について](#)取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 574 金融機関(平成 18 年 9 月末 現在)

〔 地方銀行 65 行(埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行 47 行
信用金庫 292 金庫、信用組合 170 組合 〕

1. 金融機関の取組み実績

地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、新アクションプログラムに移行してから 1 年半が経過したところ、事業再生、創業・新事業支援等の取組みの一部に伸び悩みも見られるものの、総じて実績は着実に上がっていると言えます。

具体的な項目について、主な傾向をまとめれば以下のとおりです。

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資を中心に着実に進捗しています。また、少額ながらも、新連携事業等、産学や多業種間で連携した新たな取組みも実績が増加しています。

(参考)

・創業等支援融資商品による融資

16 年度 2,817 件 250 億円 ⇒ 17 年度 5,449 件 603 億円 ⇒

18 年度上半期 3,359 件 361 億円

・政府系金融機関等との協調融資

16 年度 702 件 684 億円 ⇒ 17 年度 809 件 987 億円 ⇒

18 年度上半期 367 件 326 億円

・企業育成ファンドへの出資 16 年度 153 億円 ⇒ 17 年度 241 億円 ⇒

18 年度上半期 119 億円

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

取引先企業に対するコンサルティング・情報提供機能の強化のため、商談会の開催等ビジネスマッチングの取組みが積極的に行われており、その成約件数は引き続き大きく増加しています。また、社債発行支援、M&A 支援、株式公開支援とも着実に実績が上がってきています。

要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みについては、各金融機関において引き続き多様な経営改善支援の取組みが実施されています。地域銀行においては、平成 17 年度～平成 18 年度上半期に経営改善支援を行った債務者(正常先を除く。)の 20.0% (約 6,450 先)の業況が改善し、債務者区分がランクアップしています。これは前回のアクションプログラムの 1 年目～2 年目上半期の実績率を上回っています。

(参考)

・経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率

15 年度～16 年度上半期(集中改善期間の 1 年目～2 年目上半期) 19.9%

⇒ **17 年度～18 年度上半期(重点強化期間の 1 年目～2 年目) 20.0%**

・ビジネスマッチングの成約案件 16 年度 10,428 件 ⇒ 17 年度 15,954 件

⇒ **18 年度上半期 11,548 件**

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

事業再生に向けた取組みについては、全般的な傾向として、大口先からより規模の小さい先やより再生が困難な先へ対象が広がる中、中小企業再生支援協議会の活用件数や、企業再生ファンドへの出資の金額は、前年並みで着実に進捗しています。そのような中、特に整理回収機構を活用した支援が伸びており、また、再生手法としては、DES(債務の株式化)の活用が件数、金額とも

大きく伸びています。

(参考)

- ・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先
16年度 302件 3,422億円 ⇒ 17年度 380件 3,572億円 ⇒

18年度上半期	188件	1,446億円
---------	------	---------
- ・DDS 16年度 57件 281億円 ⇒ 17年度 64件 257億円 ⇒

18年度上半期	18件	58億円
---------	-----	------
- ・DES 16年度 33件 261億円 ⇒ 17年度24件 191億円 ⇒

18年度上半期	23件	166億円
---------	-----	-------

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

財務制限条項を活用した融資商品やシンジケートローンの組成が、件数、金額とも大幅に増加しています。また、スコアリングモデルを活用した融資や、債権譲渡担保融資については、幅広く普及しつつある中、少額ながらも動産担保融資の実績件数が急増しています。

(参考)

- ・財務制限条項を活用した商品による融資
16年度 3,632件 954億円 ⇒ 17年度 5,486件 2,031億円 ⇒

18年度上半期	3,481件	1,193億円
---------	--------	---------
- ・シンジケートローンの組成
16年度 420件 4,792億円 ⇒ 17年度 567件 5,245億円 ⇒

18年度上半期	314件	4,151億円
---------	------	---------
- ・スコアリングモデルを活用した商品による融資
16年度 19.1万件 1.8兆円 ⇒ 17年度 25.0万件 2.6兆円 ⇒

18年度上半期	10.6万件	1.2兆円
---------	--------	-------
- ・動産・債権譲渡担保融資
16年度 19,000件1,737億円 ⇒ 17年度 23,585件 1,998億円 ⇒

18年度上半期	9,982件	929億円
---------	--------	-------

(うち動産担保融資) 17年度 27件 47億円 ⇒

18年度上半期	55件	38億円
---------	-----	------

2. 金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

総じて取組みは順調に進捗しているとの評価が多いものの、金融機関からは、事業再生のスピードアップや、総合的リスク管理態勢の構築、法令等順守態勢の強化、利用者への情報提供等が課題としてあげられたほか、利用者からは、金融機関が二極化している、職員の能力や本支店間に格差がある、非財務情報の評価能力や事業再生のノウハウが不足している等の意見もありました。

新アクションプログラムの最終段階となる平成 18 年度下半期は、各方面の意見も踏まえ、各種の取組みを一層積極的に進めていくことが地域金融機関に求められます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [『『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム\(平成 17~18 年度\)』の進捗状況について\(18 年度上半期\)』\(平成 18 年 12 月 21 日\)](#) にアクセスしてください。

地域銀行の平成 18 年度中間決算の概要について（暫定集計値）

地域銀行の平成 18 年度中間決算発表を受けて、金融庁では各行の発表した計数等を集計し、12 月 8 日に公表しました（公表後、銀行による修正を踏まえて 1 月 18 日に更新）。

以下、地域銀行の平成 18 年度中間決算の概要について説明します。

1. 収益の状況

平成 18 年 9 月期の中間決算については、貸出金残高は増加したものの、預貸にかかる利鞘が減少したほか、国債等債券関係損益が損に転じたため、本業のもうけを示す実質業務純益は減少。この結果、中間純利益は 4,026 億円となり、平成 17 年 9 月期（4,587 億円）に比べ減益となりました。

なお、役務取引等利益は増加しているほか、有価証券利回りが上昇したことから、資金利益自体は全体として増加となりました。

2. 自己資本比率の状況

自己資本比率（単体加重平均ベース）は、利益計上による自己資本の増加等から 9.9%と平成 18 年 3 月期に比べ 0.1%ポイントの上昇となりました。

3. 不良債権の状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は 8.4 兆円となり、平成 18 年 3 月期と比べ 0.3 兆円減少しました。

不良債権比率は 4.4%と平成 18 年 3 月期に比べ 0.1%ポイント低下し、ピーク時の平成 14 年 9 月期（8.3%）の半分近い水準となり、全体として、引き続き低下しています。

※ 地域銀行とは、

平成 18 年 9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 47 行、埼玉りそな銀行の 112 行、平成 17 年 9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 48 行、埼玉りそな銀行の 113 行。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[地域銀行の平成 18 年度中間決算の概要（更新）（暫定集計値）](#)」（平成 19 年 1 月 18 日）にアクセスしてください。

半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について （平成 18 年 9 月中間期版）

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」等の施行に伴い、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則（以下「中間財務諸表等規則等」という）及び企業内容等の開示に関する内閣府令が改正（平成 18 年 5 月 1 日施行）されています。

これらの改正等に伴い、平成 18 年 9 月中間決算及び今後の半期報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

I. 中間財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準及び「会社法」の施行に伴う中間財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 25 日公布）については、平成 18 年 5 月 1 日以後に終了する中間会計期間（中間連結会計期間）から適用されます。

また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う中間財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 26 日公布）については、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する中

間会計期間（中間連結会計期間）から適用されます。

上記改正にあわせて、中間財務諸表等規則ガイドライン及び中間連結財務諸表規則ガイドラインが改正されております。

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用することとしております。

III. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者の確認書制度については、金融商品取引法において義務化され、平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されます。それまでの間は、この確認書の提出は任意のものとなっておりますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「市場の信頼性確保」から[「半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 18 年 9 月中間期版）」](#)にアクセスしてください。

山本大臣の中国、英国および米国出張について

【中国】

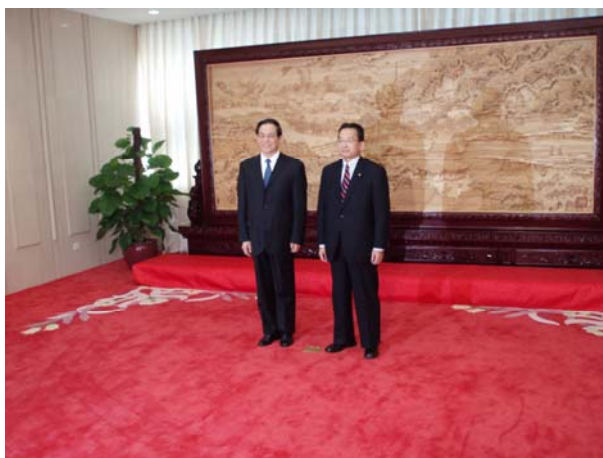
山本大臣は平成 18 年 12 月 26 日から 28 日にかけて中国を訪問しました。

中国では、周小川・人民銀行行長（総裁）、劉明康・銀行業監督管理委員会主席、尚福林・証券監督管理委員会主席、及び李克穆・保険監督管理委員会副主席と会談しました。

一連の会談では、先般の日中首脳会談において、「金融」に関する「互恵協力」が点分野として謳われたことを受け、日中の金融監督当局間の協力関係をより一層強化していくことで意見が一致しました。

また、先方から中国の金融セクターの改革の進捗についてのご説明をいただくとともに、日中双方の金融部門における民間企業のビジネス環境の一層の改善等について意見交換を行いました。

今回の訪問をスタート台として、今後、実務レベル協議の定期化等、日中両国当局間の互恵協力・信頼関係を深めていくことが極めて重要と考えております。



山本大臣の中国訪問：銀行業監督管理委員会主席 劉明康氏との会談

【英国、米国】

山本大臣は、平成 19 年 1 月 7 日から 14 日にかけて英国及び米国を訪問しました。

英国では、キング・イングランド銀行総裁及びマッカーシー金融サービス機構長官他と会談し、また再チャレンジ関連で若年者向け教育訓練施設の視察や関係者との面談を行いました。また、米国ではバ

一ナンキ連邦準備制度理事会議長、コックス証券取引委員会委員長及びガイトナー・ニューヨーク連銀総裁他と会談しました。

一連の会談では、わが国金融市場の国際競争力向上に向けて、わが国が今後取り組むべき方向性等についての意見交換が行われ、また、グローバル化が進展する中で、金融当局相互の連携を更に深めていくことで意見が一致しました。

金融庁では、今回の訪問を踏まえ、世界の二大国際金融センターである両国の金融当局者・市場参加者等との意見交換を通じて、「貯蓄から投資へ」という流れをより一層確かなものとし、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を更に向上させていくことが重要であると認識しており、金融審議会にスタディグループ（仮称：我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ）を設置し、国際的に魅力ある市場の構築に向けた方策を検討したいと考えています。

今回の訪問は、二大国際金融センターたる英米の金融当局者・市場参加者の生の声に接して連携・対話の強化を図ることができ、大変有意義なものとなりました。



山本大臣の米国訪問：証券取引委員会委員長 コックス氏との共同記者会見

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「記者会見等」から[「山本内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 19 年 1 月 5 日）」](#)、[「山本内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 19 年 1 月 16 日）」](#)にアクセスしてください。

【特 集】

金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に 関するワーキンググループ 「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて ～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」

[金融審議会金融分科会第二部会、及び情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（以下「情報技術革新WG」）](#)の合同会合は、平成18年12月21日「[電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～](#)」を公表しました。電子登録債権制度については、かねてから情報技術革新WGにおいて検討が行われていたところであり、平成17年7月6日には「[金融システム面から見た電子債権法制に関する議論の整理（座長メモ）](#)」が公表されています。さらに、平成18年に入り、法務省の法制審議会において、電子登録債権に関する私法上の問題点についての検討が具体化されたことも踏まえ、金融審議会合同会合においては、電子登録債権に関する決済の安全性の確保、利用者の保護といった諸問題について報告書を取りまとめました。本稿では、その概要について紹介します。

I. 「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」の概要

1. 電子登録債権の意義

企業間信用の手段である手形については、かねてより事業者の資金調達的手段として利用されてきましたが、紙媒体を利用することに内在するリスクやコストの問題から、近年その利用が減少してきています。また、指名債権についても、二重譲渡のリスクや債権の存在確認等のコストの問題があり、事業者がその保有する売掛債権を用いて資金調達を行う際の制約要因となっています。

経済社会のIT化が進展する中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保する新たな制度として、電子登録債権制度の制度を行うことが期待されています。

2. 電子登録債権制度と管理機関の果たすべき役割

電子登録債権は、手形や指名債権に代わり、電子的手段による債権譲渡を通じた新たな資金調達的手段として、広く利用されることが期待されています。このためには、電子登録債権制度の信頼性を確保することが必要不可欠の課題であり、取引の安全性や流動性を確保する要請とともに、利用者の保護の要請に応えていくことが何より重要です。

特に、管理機関は電子登録債権の権利の内容・帰属を定める登録原簿を管理し、業務規程等を通じて利用者の取引を規律する機関であり、いわば社会の公器として、公正性・中立性が確保され、国民から信頼される存在となる必要があります。

3. 電子登録債権の決済の安定性の確保

(1) 同期的管理の必要性

電子登録債権制度においては、管理機関に対する支払等登録（記録の抹消）の請求は、原則として債権者が行うこととされており、債務者は債権者が承諾しない限り記録の抹消の請求を行うことができません。このため、債務者が支払等を行ったとしても、債権者の対応如何では、債権が譲渡され、債務者に二重払いの危険が生じることとなります。

(2) 管理記録による同期的管理

債務者の二重払いの危険を防ぐために、債務者が支払等を行った場合、管理機関が、債権者による債権の登録を消すことの請求（抹消登録の請求）を待たず、職権により記録の抹消を行う仕組み（管理機関による同期的管理）を導入することが有効です。

(3) 管理機関による同期的管理の方法

管理機関が資金送金の事実を確認することにより同期的管理を行う場合、債務者の口座から債

権者の口座への資金送金があった旨の連絡を、管理機関が金融機関から受け、記録を抹消する方法が考えられます。

4. 管理機関の業務の適正性の確保

(1) 管理機関の公正性・中立性の確保

電子登録債権の発生等の効力は、登録原簿の記録によって生じるものであり、その登録原簿を管理する管理機関については公正性・中立性が確保されることが極めて重要です。

(2) 管理機関の破綻の回避

管理機関が破綻した場合には、利用者に多大な影響を及ぼすだけでなく、わが国の経済社会にも大きな混乱を生じさせかねません。そのため、管理機関の破綻は極力回避する必要があるほか、万が一破綻しても利用者にとできるだけ不便が生じないような仕組みを設ける必要があります。

(3) 登録原簿の信頼性の確保

登録原簿の記録に誤りがある場合には、譲受人が誤った記録を正しい記録であると誤信して電子登録債権を取得するおそれがあり、取引の安全を害することになりかねません。そのため、管理機関が管理する登録原簿の信頼性が確保されるような制度設計が行われる必要があります。

(4) 管理機関の要件

以上を踏まえ、管理機関には、次のような要件が必要と考えられます。

(ア) 業務範囲

公正性・中立性の確保や破綻リスクの回避のために、管理機関は専業とすることが適当と考えられます。

(イ) 財産的基礎

システム投資能力等の具備や安定的・継続的な管理機関の運営のため、一定の財産的基盤が必要です。

(ウ) 業務遂行能力

登録原簿の適切な管理ができるよう、一定の業務遂行能力を確保することが必要です。

(5) 監督

管理機関と類似した社債等振替機関を参考に、指定制等を設けることについて検討するほか、管理機関の経営状況を適格に把握しつつ、管理機関に対する各種規制の実効性を確保するために、必要な検査・監督規定を整備する必要があります。

5. 利用者の保護

(1) 消費者による利用

利用者保護も重要な課題です。現在、消費者については、法制面での保護が図られているものの、そもそも紛争に巻き込まれること自体が不利益であることから、紛争の発生を未然に防止することが重要です。

(2) 利用者の情報の保護

管理機関は、利用者の情報が蓄積された電子登録債権の登録原簿の管理を行う者であることから、秘密保持、本人認証や情報セキュリティの確保のための対応を万全に行う義務を負うべきです。

(3) 業務規程等の利用者への周知等

電子登録債権の利用については、管理機関の定める業務規程等によって規律されることになるため、業務規程等の周知に向けて適切な措置を講じることが重要です。またITに関する知識・能力の水準が利用者により異なることをふまえ、利用者のIT環境への配慮が求められます。

6. その他の課題

(1) 金融商品取引法等との関係

電子登録債権は、多様な利用方法が考えられる仕組みとなっており、金融商品として広く取引

される可能性があることをふまえ、金融商品取引法の規制を適用することも検討する必要があります。

(2) 電子登録債権のネットィング

電子登録債権のネットィングに関しては、実務上の利点の確保、決済の安全性の確保や利用者保護の観点から、どのような対応が適切か、検討していく必要があります。

(3) 標準化等

管理機関の保有する電子データ交換の技術等の標準化に関しては、実務を踏まえた適切な対応が期待されます。

7. おわりに

電子登録債権の制度設計に際しては、信頼性を確保する視点だけでなく、将来の多様なビジネスニーズや情報技術革新等に柔軟に対応することによって、電子登録債権を利用した金融サービスの成長性を確保するという視点も重要になってきます。このような視点を踏まえた法整備によって、電子登録債権が広く利用され、電子登録債権制度が健全に発展することが期待されます。

II. 今後の対応

今回の報告や法制審議会での議論を踏まえて、現在、法務省と共同で法制化作業を進めているところであり、本年の通常国会に関連の法案を提出してまいりたいと考えております。

※ 詳しくは、金融庁トップページの「審議会・研究会等」から、「金融審議会」内の「答申・報告書等」の、[「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～（金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ）」](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔平成 18 年の総括〕

Q：（平成 18 年最後の閣議後会見において）大臣就任後、今年を総括されて、どのように今年を評価されるかお聞かせください。

A： 初の入閣でありましたし、ひたすら一所懸命取り組んだという気持ちでございます。貸金業法が何と言っても成立しましたし、信託業法も成立しました。そして再チャレンジ施策も推進する目処が立ったと思います。その意味では、皆様のご協力をいただきながら、ここまでやってこられました。大過なく進んできたことに対しまして、安堵感を持っております。

[【平成 18 年 12 月 26 日（火）閣議後記者会見 抜粋】](#)

〔多重債務者対策関係〕

Q： 多重債務者対策について、受皿、相談窓口の設置というのは、どのようにお考えですか。

A： 債務整理と家計管理と二つの要素がカウンセリング体制には不可欠だろうと思います。加えて更に欲張って言えば心理カウンセラーも。三つも専門性があるわけでありまして、それをどなたか一人にお願いするわけにはいきません。しかもそれぞれ多重債務者の皆さんは、全国に散らばっておられることを考えました時には、やはりそこには都道府県・市町村の強力な推進体制と、各団体のネットワーク作り、こういうものが不可欠だろうと思っております。

[【平成 18 年 12 月 26 日（火）閣議後記者会見 抜粋】](#)

〔証券取引所統合構想〕

Q： 日本の六大証券取引所を将来的に統合する構想があるという記事が出ましたが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 報道があるということは存じあげておりますが、これについて直接の感想は持っておりません。ただ私から見て今後フリーハンドで考えさせていただくならば、それぞれの証券取引所がさらに交流を深めていくことは絶対に大事な話であろうと思っております。私のイメージでは、両国国技館を東京証券取引所とするならば、各地域にそれぞれの地域リーグがあって、そこの土俵で頑張っていただける。国内六証券取引所の統合構想というのが機能強化という意味であり、新しい時代に向けた直接金融のあり方について模索していただいて、事業会社と共にこれを支援したり、相互補完しあって相互に成長していただけるということであるならば、私にとりまして、これは望ましいことであると思っております。

[【平成 19 年 1 月 5 日（金）閣議後記者会見 抜粋】](#)

〔日銀の利上げ関係〕

Q： 日銀が金融政策決定会合で追加利上げを決めるとの観測や一方で利上げに対する反発が強まっていますが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 景気についてそれぞれのお立場で懸念を抱かれているという向きは、私ども十分理解しております。特に参議院選挙を控えて地域的な斑模様の景気動向、いわゆる地域的勝ち組、負け組の存在することを前提として金融政策の在りようを考えた時に、色々懸念する材料はあると思います。しかし、マクロで考えた場合の金融政策は、一元的に日銀が専管事項として持っているわけでありまして、この日銀の決定に対して私どもは最大の尊重をする立場にあるわけです。

【平成19年1月16日（火）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 日銀が追加利上げを見送る決定をしました。今回の件は日銀の市場あるいは政府の対話という点で課題を残したとの指摘もありますが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 金融政策は日本銀行の専管事項であり、日本銀行が諸般の状況を勘案し責任を持って判断されたものと考えております。ただ、政府との関係でやや気になることは、「天変地異でも起きない限り1月利上げだ」ということが日銀からの去年のメッセージだとすると、ややそこには今後日銀の説明責任が少し残ったような感じがいたします。

【平成19年1月19日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔その他関係〕

Q： 第一生命で医療保険の特約を巡る不払いが新たに発覚しましたが、これについての受け止めと今後の金融庁の対応をお聞かせください。

A： 保険会社と利用者保護というテーマは、常に我々が目指さなければならない、考えるべき最初のテーマであります。それが未だ徹底されていないということに対しては大変遺憾に思っております。今後、十分な第一生命の説明や改善の実績を示していただきたいと思っております。

【平成19年1月19日（金）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 関東甲信越の信用金庫のATMで10万円超の現金振込みが200～300件あったとの一部報道がありましたが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 一部の信用金庫におきまして10万円を超える現金振込みが可能となる事態が発生したとの報告がありましたが、詳細につきましては個別の金融機関に関することであるためコメントは差し控えてさせていただきます。今後、事実関係について把握・精査した上で再発防止に万全を講じるよう対応してまいりたいと考えています。

【平成19年1月23日（火）閣議後記者会見 抜粋】

【お知らせ】

○ 金融庁職員を装った投資勧誘等にご注意！

最近、「金融庁の職員を装った投資商品等の勧誘」や「金融庁の職員が関与した投資商品等である旨の説明を行った勧誘」があったとの情報が金融庁の[金融サービス利用者相談室](#)等に寄せられております。

金融庁の職員が投資商品の勧誘や投資商品の組成等への関与を行うことはありませんので、上記のような勧誘等については十分ご注意ください。また、このような勧誘等を受けた場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室](#)等に情報提供をお願い致します。

○ 利用者相談室満足度調査へのご協力のお願い

金融サービス利用者相談室が平成 17 年 7 月に発足して以来、1 年半が経過しました。利用者相談室ではこれまでに、約 53,000 件(平成 18 年 9 月末現在) の相談を受け付けてきたところですが、利用者の方々の生の声を聞くことで、利用者相談室の今後の運営の改善に活かしていく観点から、昨年 12 月 25 日より金融庁ホームページ上で、広く一般の方々を対象に、利用者相談室に関する満足度調査を実施中です。

実際に利用者相談室に相談をした経験がある方はもとより、これまで相談の経験がない方からも、広くご意見をいただければ幸いです。皆様方の忌憚のないご意見をお寄せいただきますようお願い致します。

※ 当該調査にご回答いただける方は、金融庁ホームページのトップページ右上にある[「利用者相談室満足度調査実施中」](#)または、「報道発表資料」から[「利用者相談室満足度調査へのご協力のお願い」](#)(平成 18 年 12 月 25 日) にアクセスしてください。

○ 金融庁庁舎の移転について（平成 19 年度）

金融庁は、平成 19 年の年末から平成 20 年の年始にかけて、現在入居している中央合同庁舎第 4 号館から、その隣接地に建設中の中央合同庁舎第 7 号館（以下「7 号館」）に移転します。

7 号館は、旧文部科学省・旧会計検査院庁舎の建替えのため、その跡地の霞が関 3 丁目南地区に、7 号館など整備事業として平成 17 年 1 月に建設着工され、平成 19 年 9 月に竣工の予定となっています。7 号館は、新たな事業機会の創出や土地の有効利用のため、中央官庁としては初めて大規模な官民共同施設として整備されています。同事業では、地上 36 階・高さ約 147 メートルの霞が関ビルに隣接して、地上 33 階・高さ約 157 メートルの官庁棟と、地上 38 階・高さ約 176 メートルの官民棟の 2 棟の超高層ビルが整備されています。

金融庁は、官民棟の 2 階から 18 階に入居する予定となっており、平成 20 年 1 月からの 7 号館での業務開始を目指し、今後、年末に向けて移転のための準備を進めていきます。



金融庁新庁舎完成予想図（中央の建物に入居予定）

○ 「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について

金融庁は、財務（支）局（関東、近畿、東北、中国、九州、福岡）、および沖縄総合事務局との共催により、地域銀行・協同組織金融機関の経営に携わっている方々を主な対象に、「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を開催します。（福岡については、1月12日（金）に開催済み。）

なお、本シンポジウムでは、専門家による基調講演のほか、実務に携わっている方々による事例発表、専門家、実務家や利用者を変えたパネルディスカッション等を予定しています。

<今後の開催予定>

1. 仙台シンポジウム

- 日時 平成19年2月2日（金）（午後2時～4時30分）
- 場所 ホテルメトロポリタン仙台（千代の間）（住所：宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号）
- 主催 金融庁、東北財務局
- 講演者等（予定）
 - 【基調講演】
 - 有賀 貞一 氏（CSKホールディングス 代表取締役）
 - 【プレゼンテーション】
 - 高橋 邦尚 氏（東邦銀行 事務本部システム部長）
 - 小野 隆 氏（八戸信用金庫 理事長）
 - 【パネルディスカッション】
 - 有賀 貞一 氏（CSKホールディングス 代表取締役）
 - 光永 聖 氏（日立製作所 金融システム事業部金融システム第二本部長）
 - 高橋 邦尚 氏（東邦銀行 事務本部システム部長）
 - 上杉 廣美 氏（税理士・東北税理士会常務理事・情報システム部長）
 - 鈴木 修一 氏（（有）ピクシス 代表取締役社長）
 - 鈴木 紳一 氏（河北新報社 編集局報道部副部長）

2. 東京シンポジウム

- 日時 平成19年2月9日（金）（午後2時～4時30分）
- 場所 サントリーホール（小ホール）（住所：東京都港区赤坂1-13-1）
- 主催 金融庁、関東財務局
- 講演者等（予定）
 - 【基調講演】
 - 松尾 明 氏（日本ITガバナンス協会代表）
 - 【プレゼンテーション】
 - 酒井 信喜 氏（八十二銀行執行役員システム部長）
 - 藤坂 政美 氏（京葉銀行常務取締役経営企画部長）
 - 【パネルディスカッション】
 - 松尾 明 氏（日本ITガバナンス協会代表）
 - 淀川 高喜 氏（野村総合研究所 金融ITマネジメントコンサルティング部長）
 - 酒井 信喜 氏（八十二銀行執行役員システム部長）
 - 藤坂 政美 氏（京葉銀行常務取締役経営企画部長）
 - 檜垣 昌子 氏（山陽プレス工業株式会社取締役社長）
 - 安野 能里子 氏（消費生活アドバイザー）
 - 前田 昌孝 氏（日本経済新聞社東京本社編集局証券部編集委員）

3. 大阪シンポジウム

- 日時 平成19年2月16日(金)(午後2時～4時30分)
- 場所 KKRホテル大阪(銀河)(住所:大阪府大阪市中央区馬場町2番24号)
- 主催 金融庁、近畿財務局
- 講演者等(予定)

【基調講演】

有賀 貞一 氏 (CSK ホールディングス 代表取締役)

【プレゼンテーション】

中島 浩之 氏 (滋賀銀行システム部企画グループ課長)

澤田 謙一 氏 (京都信用金庫理事 事務部長)

【パネルディスカッション】

有賀 貞一 氏 (CSK ホールディングス 代表取締役)

榎木 千昭 氏 (KPMG ビジネスアシュアランス 執行役員)

中島 浩之 氏 (滋賀銀行システム部企画グループ課長)

澤田 謙一 氏 (京都信用金庫理事 事務部長)

稲岡 真理子 氏 (ライフマネジメント研究所 所長)

藤塚 暁征 氏 (藤塚精密金型株式会社 代表取締役)

山形 健介 氏 (日本経済新聞大阪本社編集委員)

4. 広島シンポジウム

- 日時 平成19年3月2日(金)(午後2時～4時30分)
- 場所 八丁堀シャンテ(鯉城)(住所:広島県広島市中区上八丁堀8-28)
- 主催 金融庁、中国財務局

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[『「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について\(平成18年12月19日\)』](#)にアクセスしてください。

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】、【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[新着情報メール配信サービス](#)へどうぞ。

【12月の主な報道発表等】

- 1日(金) [アクセス](#) ・ 大和証券株式会社に対する行政処分について
- 4日(月) [アクセス](#) ・ 外国金融先物取引所端末設置の認可について
[アクセス](#) ・ 外国証券取引所端末設置の認可について
[アクセス](#) ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第2回）
[アクセス](#) ・
- 5日(火) [アクセス](#) ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）の公表について（パブリックコメント）
- 6日(水) [アクセス](#) ・ 東日本ハウス株式会社の有価証券報告書に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 第32回金融トラブル連絡調整協議会を開催
[アクセス](#) ・
[アクセス](#) ・ 第6回金融検査マニュアル改訂に関する検討会を開催
- 8日(金) [アクセス](#) ・ にかわ信用金庫に対する行政処分について
[アクセス](#) ・ 地域銀行の平成18年度中間決算の概要（暫定集計値）
[アクセス](#) ・ 第13回金融審議会公認会計士制度部会を開催
- 11日(月) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会（第37回）情報技術革新と金融制度に関するWG（第23回）を開催
- 12日(火) [アクセス](#) ・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
- 13日(水) [アクセス](#) ・ 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成18年9月中間期版）
[アクセス](#) ・ 監査法人に対する業務改善指示について
[アクセス](#) ・ 「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 第7回金融検査マニュアル改訂に関する検討会を開催
- 14日(木) [アクセス](#) ・ 「監査法人に対する業務改善指示について」の一部訂正について
[アクセス](#) ・ EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会（第3回）を開催
- 15日(金) [アクセス](#) ・ 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について（パブリックコメント）
[アクセス](#) ・ 預金保険法施行令等の一部を改正する政令について
[アクセス](#) ・ 株式会社豊和銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定について
[アクセス](#) ・ 株式会社大正銀行に対する行政処分について（近畿財務局長処分）
[アクセス](#) ・ コザ信用金庫に対する行政処分について（沖縄総合事務局長処分）
[アクセス](#) ・ 瀬戸信用金庫に対する行政処分について（東海財務局長処分）
- 18日(月) [アクセス](#) ・ 「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
[アクセス](#) ・ 第14回金融審議会公認会計士制度部会を開催
- 19日(火) [アクセス](#) ・ 「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について
[アクセス](#) ・ 「インドネシア共和国の金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名につ

- いて」
- アクセス
 - ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第3回）を開催
 - 20日(水)
 - アクセス
 - ・ 三洋信販株式会社に対する行政処分について
 - アクセス
 - ・ 火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検の要請について
 - アクセス
 - ・ 第8回金融検査マニュアル改訂に関する検討会を開催
 - 21日(木)
 - アクセス
 - ・ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の進捗状況について(平成18年度上半期)
 - 22日(金)
 - アクセス
 - ・ 投資一任契約に係る業務の認可について
 - アクセス
 - ・ 金融審議会公認会計士制度部会を開催
 - 25日(月)
 - アクセス
 - ・ 平成19年度機構・定員及び予算について
 - アクセス
 - ・ 利用者相談室満足度調査へのご協力をお願い
 - アクセス
 - ・ アロカ株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
 - 26日(火)
 - アクセス
 - ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
 - アクセス
 - ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等」に対するパブリックコメントの結果について
 - アクセス
 - ・ 「バーゼルII適用開始後における金融検査について」に対するパブリックコメントの結果について
 - アクセス
 - ・ 金融検査マニュアルの改訂について(パブリックコメント)
 - アクセス
 - ・ 金融検査評価制度施行後における検査について
 - アクセス
 - ・ 「金融検査評価制度」の一部改正(案)の公表について(パブリックコメント)
 - アクセス
 - ・ 主要行等向け監督方針及び証券会社等向け監督方針の付記について
 - 27日(水)
 - アクセス
 - ・ 「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について
 - アクセス
 - ・ 標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件の一部改正に関する告示(案)のパブリックコメントの結果について
 - アクセス
 - ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その44)及び届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂について」の発出について
 - アクセス
 - ・ 日本ファースト証券株式会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
 - アクセス
 - ・ 株式会社TTGホールディングス(旧商号 株式会社TTG)の有価証券届出書等に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
 - アクセス
 - ・ 経営健全化計画の履行状況報告について
 - アクセス
 - ・ バーゼルII第1の柱に関する告示の一部改正(案)及び第3の柱に関する告示(案)等の公表について(パブリックコメント)
 - 28日(木)
 - アクセス
 - ・ 「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
 - アクセス
 - ・ 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正について

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。